

交通事故防止チラシ（ながらスマホ編）



現在、スマホや携帯電話は、私達の生活の中に浸透して、無くてはならない存在となっています。とても便利なツールですが、自動車（原付バイク、自転車も含む）の運転中には、使用できません。運転する皆さんにお願いします。

「ながらスマホをしない」、スマートな運転を励行して、交通事故の防止に努めてください。



※ 自転車も愛知県道路交通法施行細則で禁止されています。



？ 運転しながらの「スマホや携帯電話の画像注視・通話」は、どうして危険なんですか？

画像注視した場合

スマートフォンの画像を注視しながら運転すると、その間、**全く前を見ていない状態**になります。
 （車は、時速50kmの場合、1秒間に約14m進みます。）
 その状態で周囲の交通の危険に気づくことができず、**重大な交通事故につながります。**



通話した場合

スマートフォンで通話しながら運転すると、**前を見ていない状態**になります。
 横断して来た歩行者、減速した車両に気づくのが遅れ、**重大な交通事故につながります。**



前方不注視による交通事故につながりますので絶対にやめてください！



さらに「歩きスマホ」も危険です。交通事故防止のためにやめましょう！



運転中にスマホや携帯電話の画像注視、または通話すると、携帯電話使用等（保持）違反になります。

ながらスマホをする



自転車もダメです。

反則金	大型車	25,000円
	普通車	18,000円
	二輪車	15,000円
	原付車	12,000円
違反点数	通話や操作	3点
	通話や操作で交通の危険が生じた場合	6点

携帯電話で通話する



自転車もダメです。

パトネットあいちから最新の交通事故情勢を入手して自己防衛に努めよう！

こちらを携帯電話から読み込んで空メールを送るだけ！



【パトネットからの配信内容】

- ★不審者情報・・・声かけ、痴漢など児童や女性が不安を感じる情報
- ★犯罪情報・・・特殊詐欺、侵入盗等身近な犯罪に関する情報
- ★交通事故情報・・・交通事故の内、住民に注意喚起の必要がある情報
- ★緊急危険情報・・・住民に緊急に注意を呼び掛ける必要がある情報